

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第11回（定例会）

署名人 比嘉 浩二

委員長 神村 洋子

開催日時 平成28年10月6日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時00分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

- 1 報告 那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）建設工事（基本設計）について

【生涯学習課】

- 2 議案第16号 那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事
異動方針の一部改正について

【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、金城国夫主幹、

伊禮道子主査、座波園美主査

（生涯学習課）大城義智課長、内間実主幹、上原理也主査、

（施設課）照屋勝弘副参事、中村竜大主査、三輪滋主任技師

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成28年度第11回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いいたします。

では1番目に報告です。「那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)について」の説明をお願いいたします。はい、副部長、お願いいたします。

屋比久副部長 おはようございます。伊良部部長が急な調整が入りまして、私のほうが代わって説明いたします。「那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)について」の報告でございます。読み上げて説明いたします。

那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)について、那覇市真和志南地区人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)が完了したので別紙のとおり報告する。平成28年10月6日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)について、完了したのでその成果を報告する。

ということでございます。詳細につきましては主管課のほうでご説明いたします。

神村委員長 課長、お願いいたします。

大城課長 資料1頁のほうをご覧くださいと思います。「那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)について」、ご説明致します。

事業概要としましては、沖縄の観光産業分野などで活躍できる人材育成を図ると共に、地域住民と在住外国人との交流、地域づくりやまちづくり活動を支援するための拠点施設として整備を行う、ということでこの事業を進めているところです。

事業の内容については、後半、後ろのほうについてます、資料がありますので後でまたご説明申し上げたいと思います。

基本構想からの変更点ということで、平成27年3月19日の教育委員会会議におきまして、基本構想を策定いたしましたけれども、今回の基本設計において、このほうに書いてありますけれども、設備規模の見直しを行っております。こちらのほうもまた読んで説明したいと思います。

本施設は外国語を中心とした、語学習得研修、観光事業者等モラル、マナー向上等おもてなし・受け入れ体制強化関連研修、伝統芸能等独自文化継承・発信研修ができる人材育成機能、郷土・経済、雇用・就職、語学(外国語)を中心とした異文化理解のための資料を重点に置いた専門性の充実、幼児期からの異文化理解を念頭に置いた外国語絵本、洋書の充実したライブラリー機能です。また、地域文化を高め国際的に通用する人材の育成、地域住民と在住外国人との交流の場、地域づくりやまちづくりに資するコミュニティ機能を備えた施設を整備して有機的な繋がりを持った事業展開を図っていく必要がある。

この様な観点と下記の①～③を考慮して施設規模の見直しを考えております。

- ① 基本構想において、語学・観光等に関連する全講座について、施設規模を見積もってございましたけれども、市民アンケートのニーズ等、本施設以外での分散開催することが有効である。
- ② 民間事業者にヒアリングを実施した結果、実施する講座の被りや民業圧迫との指摘があった。
- ③ 建設予定地が「第1種低層住居専用地域」で、住環境を害さないことが重要となるため、多数の方々が多く集まる施設については、配慮が求められている。

6回の地域勉強会、2回ほど建物づくりワークショップを含んでございましたけれども、その開催などを踏まえ研修室を4室から2室に縮小、併せてホール、図書室を縮小し、別紙のとおりとした。

ということで、2頁の一覧に記しておりますけれども、基本的に変更点としまして研修室を4室から2室、全体的に規模を縮小した形となっています。後は施設課の担当から説明を申し上げたいと思います。

神村委員長 はい、お願いします。

中村主査 施設課の中村と申します。まず施設の配置についてですね。配置上の工夫としましては、お手元のパンフレットの右下のほうに資料もありますけれども、東側のほうに広場を設けて通り沿いから見通しがきくような配置の工夫をしております。この広場の傍、東側のほうにまた公園もあるんですけど、その公園との連携も取りやすいような位置に広場を設けて、地域とか後は文化交流等でこの広場とこの施設が使いやすいような配置上で工夫をしております。後は西側のほうに仲井真小学校があるんですけど、これ（模型を示して）で言うところの手前側が仲井真小です。

神村委員長 こちらが公園。

中村主査 はい、向こう側、私から見て奥側のほうが公園、緑の少し画用紙が貼ってある所が国場川くねくね公園という、元々、河川敷にあった所の公園です。その辺の連携と、仲井真小学校と隣接していますので、仲井真小学校との連携のために少し空けて、出入りが出来るようにしています。今後学校との調整にもなりますが、東側、図面上で言うと、この広場より下側ですが、子ども達が国道まで出ないで、今、学校は国道沿いのところが正門なんですけど、国道まで出ないで、ここから小学校に通学できるような、ショートカットできるようなことも出来たらなというふうなことも考えております。この施設、こちらからの車の出入りにもなりますので、特に夕方の時間帯などは、この活き活き人材育成の施設が稼働すると、この辺の交通量というのがどうしても今よりも若干出てきますので、なるべく子ども達がここを通らないような工夫も出来たらなというふうなことを配置上、考えております。後、2枚目のほうですね。ま

ず開口上の工夫で、1階ですが、多くの人が利用する図書館については1階に置く、配置上の工夫として図書館とホールについては、同じフロアに設けないようにしています。どうしてもホールについては、音が出るようなイベントをすることがありますし、これについては配置上、なるべく離すような配置の工夫をしております。1階の図書館については多くの人が利用できるように、2階のホールについては、ある程度、目的を持った方達が利用しますので2階のほうが良いだろうというようなことで、この辺は地域住民との意見交換会のなかで配置決定しております。後はエントランスホールの真ん中の所で吹き抜けを設けております。そうすることによって管理上も2階のホールの部分もある程度、管理室のほうから見通しがきくような、パンフレットでいうと右上のほうに断面図がありますが、こちらのほうですね。管理カウンターとか管理室のほうからも、ホールの人の動きというのがある程度、見通しがきくような管理上の工夫もしております。1階に図書館など調理実習室・和室・会議室を設けております。調理実習室については、異文化交流などの他の国の調理学習だとか、沖縄料理の講習なども考えながら、そこで作った物を和室や会議室でテーブルを並べて食べられるというような工夫もしております。後は会議室の下側のほうに広場があります。屋外イベントでは、この調理室との連携での活用なども想定されるかなと思っております。2階については、ホールの横に音楽スタジオで三線だとか、それ以外の音楽の練習なども出来るような防音のスタジオを設けております。またステージと一体にすることによって、何か大きなイベントがある時にはこのスタジオを控室としても使えるような工夫をしております。後は2階に設けている研修室2つと学習室ですね。研修室・学習室については、夜間の利用も考えられておりますので、このピンクのエリアについては黄色のエリアとの間の所に扉を設けて、夜間の管理、夜間はまた外階段がありますので、そちらから出入りして活用できるように、防犯の管理区域についても工夫をしております。後は大きな倉庫が2階と、1階の階段室の下の所にも屋外倉庫を設けて、地域とか後々の施設でも使いやすいような配置の工夫をしております。また、屋上のほうに、今後の実施設計の中でなんですけれども、太陽光パネルを設置できるようなスペースを設けたり、環境対策として雨水利用、地下の雨水利用なども検討しております。全体についての説明は以上であります。

神村委員長 皆さん、立体模型も前にありますので。

中村主査 少し大きめのパースもあります。

神村会長 説明は以上でよろしいですか。ではこの件に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。はい、本仲委員。

本仲委員 位置関係を確認したいのですが。国道329号線はどの位置になりますか。

中村主査 （模型を示して）車の所が県道になります。

本仲委員 そしてこの右側が仲井真小学校。

中村主査 はい、こちらが仲井真小学校ですね。

本仲委員 そしてこの四角い箱が民家ですか。

中村主査 はい、これが民家になります。

本仲委員 では質問です。仲井真小学校と連携できるようにということで空けてありますよね。小学校とどのような連携が考えられていますか。

中村主査 教育活動との連携ということですね。

本仲委員 質問の意図はですね。（模型を示しながら）恐らくここは空いていますよね。それでここは運動場になっているわけですよね。ここは体育館がありますよね。校舎はここにあるんですよね。そうするとここは空けてはあるわけですが、ここは階段ですよね。どのような教育活動が考えられるのかなと思ってね。

内間主幹 教育活動というよりも、まずは通学の、道路の安全の確保ですね。そして放課後、また隣の施設、ライブラリーですか。ライブラリーに来て学習とか、そういう連携を考えております。

中村主査 後はですね。地域の意見としては、少し子どもの居場所づくり的な部分なんかにもなったら良いんじゃないかという意見もありました。図書館も一応ありますので、そういう大人の目の届くところで、子どもが居られるような場所が出来たら、というふうな意見もありました。広場も考えて。

本仲委員 だから、今、物はある。学校とこう、うまい具合に密に調整をして子ども達が有効に活用できるような方法がいいなと思ってですね。

神村委員長 はい、ほかに、はい、比嘉委員。

比嘉委員 セキュリティの問題とかはどういう感じになっているんですか。ここは誰でも通れるということは、学校にも誰でも行けるということですよね。

中村主査 この辺りですね。今後、学校のほうもこの辺りは心配されておりまして、この門の管理とかというのはどうするかというのは、ちょっと今後とも実施設計の中で詰めていくような形になると思います。

神村委員長 学校用の通用門の管理ということですか。

中村主査 そうですね。学校が心配していたのはやはり、ショートカットになるので関係ない大人が通り抜けやすくするようになるのは、ちょっと心配だねという話があります。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 今のことに関連してね。セキュリティの問題はすごく大事になりますので、これは学校と調整して、学校のほうは例えば子ども達が登校を終えたら門を閉めるようにしているんですよね。一般的には。だからこの辺も登校が終わったらセキュリティの関係で閉めるというような理解をしていただいて、そして放課後はまた開けるということとで。

神村委員長 はい、ほかにございますか。はい、どうぞ、饒波委員。

饒波委員 この屋上の利用とかはまだないんですか。
 中村主査 今、屋上については、機械設備の置き場、先程言った太陽光パネルであったりとか、クーラーの室外機だとかこういう部分の置き場所というような形で考えております。
 饒波委員 屋上緑地とかそういうのはまだ考えていないんですか。
 中村主査 屋上緑化については、今の基本設計の中では特に考えてはいません。
 饒波委員 わかりました。
 中村主査 そこは地域のほうからも管理が出来るような緑化をしてほしい、というようなところで、例えば今回の設計の中でも手前に少しベランダのテラスを設けているんですけど、この辺りも、直接土を入れるのではなくて、例えばプランター置き場みたいな形で、プランターでやれば管理しやすいんじゃないかというような話はありました。地域としても緑化はいいんだけどメンテナンス出来るような物にしてほしい、ということでありました。
 神村委員長 私のほうからも一つお願いしたいんですけれども、スタジオというのはとても新鮮な感じがして、スタジオと、先程、音楽のことをおっしゃいましたが、音楽対応のみのスタジオになりますか。それともダンスとかいろいろなものに対応できますか。
 中村主査 ダンスも出来るような形では考えております。
 神村委員長 そうするとこれは利用者として、どのような人達を考えていらっしゃいますか。
 内間主幹 まずは伝統文化とかね、エーサーとか三線とかそういうようなものを一応優先順位としてありますけど、空いている時間帯でしたらダンスとか可能じゃないかなと思いますが、優先的というこの人材育成という形の趣旨があるものですから、それを基本にしながら、空いていたらどんどん地域住民に開放するという方向の形になると思います。
 神村委員長 では、中学生とかそういう子ども達でも使えるという形になりますか。
 内間主幹 可能だと思います。問題は今、公民館なども有料なものですから、この辺の料金設定をどうするかは、検討課題になると思いますが、基本的には優先順位はありますけれども、空いている時間には使えるというような方向です。
 神村委員長 例えば今、新都心公園の中のサンエーを挟んで、樹木があってその中に大きな道がありますよね。通り道、博物館につながるような一本の大きな橋がありますよね。今はそこが、若者が踊ったりとか、音楽を聴いていたりとかという場所ですよ。新都心にはそういう場所があるんですけれども、この地区にあってはそういうものはほとんどないと思うんですけど、きっと高校生の集団とかそれから中学生の集団とか踊りたい子ども達の場所にもなりえるということとして捉えてもよろしいんですか。
 中村主査 そうですね。
 内間主幹 この辺は運用の段階でそれに対応できる形で、また後で設置条例や規則の制定とか出てきますので、そういう時にまた先生方の意見も聞きながら、対応できるように進

めたいと思います。

神村委員長 はい、わかりました。はい、ほかにありますか。はい、饒波委員。

饒波委員 今、条例という話が出たんですけど、今日はハブの話ですけど、運用面の最上の法規といいますか、条例を作ってからやっていくというパターンでよろしいですね。

中村主査 そういうことになります。

饒波委員 条例のほうは、今日の話題から逸れますが、今、作成中ですか。もう出来ているんですか。

中村主査 設置条例についてはまだですね。

内間主幹 今回は基本設計を進めながら国のほうに実施設計を8月19日にいただきました。実施設計するにあたり、中の備品の問題ですね。地域の有志の方々と意見交換をしないといけないような状況です。その段階である程度、地域連携も徐々にお聞きしながらまた条例のたたき台とか、段階がありますので、地域の有志の方々の意見を加えながら進めていきたいと思います。

饒波委員 そうするとこの計画表を見てみますと、備品等が、大体、平成31年の11月から年度末までになるので、条例はその後ですね。

内間主幹 条例はその1、2年前から準備しないといけないものですから、ある程度の意見交換をして、最終的には平成29年後半から30年辺りには。逆算しながらですね。

饒波委員 はい、わかりました。では今年位からかな。

神村委員長 ほかにございますか。はい、比嘉委員。

比嘉委員 これは地域の人も使えるような施設で、子ども達も使えるということですけども、今私は市民会館とか旭町とか、建設の検討会に入っているので気になるんですけど、授乳室とかそういうのがないのですが。子ども連れのお母さんたちとかも使えるような。図書館とかというところに見に来ますよね。子連れの方々が。そういう対応というのは、特に地域の方々からそういう対象の方に聞かれてやったわけではないのですか。

中村主査 今回の意見交換会の中では、一応、子ども連れのお母さん、お父さんなどの意見も採用されたものもあったんですけど、この中では特に授乳室のことはありませんでした。今後の実施設計の中で、また可能な限り検討はしたいと思います。

比嘉委員 授乳室だけは、どこの施設でも、子ども連れにはとても大切なことなので、出来れば検討いただければと思います。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、お願いします。

渡慶次教育長 土地の購入は。

内間主幹 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します。

神村委員長 再開します。

内間主幹 県の用地課と詰めて、次年度12月を目途に用地購入の予定をしております。そ

の場合、また議会事項になるものですから、議会をクリアしてきちんと12月までに土地を購入するように、私たちも今そのスケジュールで考えているところです。

渡慶次教育長 平成29年度の予算に、このスケジュールを見ていると、平成28年度の実施設計やがて始まりますよね。この下にある土質調査とあるんだけど、これは何ですか。

中村主査 現場の土質調査ですね。実施設計にあたっての構造上の検討をするために施工して土質調査をする、ということです。

渡慶次教育長 これは地主の了解を得てこちら側がやるんですか。

中村主査 はい。

内間主幹 うちの予算ですね。それ以外にもまだ磁気探査というものもあります。磁気探査とはまた別物になります。

渡慶次教育長 地主の許可が下りれば良いということですか。

中村主査 そうですね。はい。

内間主幹 地主の方にもその都度説明をして、お盆とか親戚が集まる機会に話し合えるように、こちらから情報提供しております。

渡慶次教育長 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します。

休憩

再開

神村委員長 再開いたします。

私のほうから一つ、1頁、基本構想についての①「基本構想において語学・観光等に関連する全講座について、施設規模を見積もっていたが、市民アンケートのニーズ等、本施設以外での分散開催することが有効である」ということをちょっと詳しく説明してください。

内間主幹 去年に引き続き3人の先生方がいらっしゃいますが、基本構想をするときに、たくさんさんの想定講座を列挙しました。そうすると2,100㎡という形がありまして、それで去年に事業計画を作っています。国としては施設規模が大きいということで、講座の運営方法とかいろんな面でクリアしてほしいということで、事業を認めるかどうかの判断だと思うんですが、ある程度、こちらとしては規模を縮小しながら、この施設だけでやるのではなくて、公民館辺りにも分散化したいということで、これが第1点です。国のほうも非常に民間事業者を懸念してしまっていて、この施設は私たちが直営するのではなくて、民間の事業者も入れるような形で検討しています。もしこのようにして使いたいということであつたら、中小企業の研修の場とかね。いろんな面で人材育成の研修の場としての活用を広げていこうかなと思うんです。そういう観点から、施設規模も研修室を4室から2室に減らしております。

本仲委員 今の説明からすると②にも関係していますね。

内間主幹 図面にもありますが、外階段があって、一つは人材育成施設として使って、一つは少し離れて、地域住民が利用しやすいという形で、また休み時間とかいろんな面を考えて今回このような基本設計をするということです。

神村委員長 こういうふうには、全部、基本的なものは出てきましたけれども、これからはその運営等において、プロジェクトチームとかがあって、そこで運営などをまたやっていくという形になるんですか。今、市が運営しないというお話でしたよね。

内間主幹 いや、市が運営します。基本的に市が直営でやります。運営は直営ですけど、分散開催の話も出ましたが、今は、図書館も市が直営で考えております。当面はですね。

神村委員長 はい、わかりました。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 1 頁の真ん中あたりの「本施設は、」から「図っていく必要がある。」まで、「。」が無いんですよね。だから読んでいて全然頭に入ってこないの、ここをこういう風にしたらいい、いう指導は難しいんだけど、そこら辺、中までスーッと入ってくるような形でまとめてもらえれば、読んでいて、ここにスーッと入ってきづらい、この文書は。

神村委員長 この辺の文章はまた皆さん方の宿題としてまたお願いします。ほかにございますか。

渡慶次教育長 このホール大きさから、何名位入るかというのはわかりますか。400㎡でどのくらいの収容数になるんですか。

内間主幹 180名ですね。実施スペースで。保育園とかデイケアとか、いろんな行政課題があり、どんどん使ってもらう方向で考えています。デイケアに関してもエアークケットのようになっているものですから、デイケアでも使えるような形で考えております。

神村委員長 イメージ的には、ほしぞら公民館みたいに、たくさんのグループが定期的に使えるような感じになりますか。

内間主幹 これはある程度、利用団体を規制しなくてはいけないかもしれません。従来の公民館とは違うものですから。先ほど資料にあったような伝統芸能の利用団体、語学の利用団体など、この辺りを優先した利用団体であれば問題ないと思われます。

神村委員長 カルチャーではなくて、ちょっと特徴があるんですね。はい、わかりました。

中村主査 一応、この図のようにテーブルを並べて利用する場合については80人分位です。椅子だけだと140人位は入るという形です。

神村委員長 ほしぞら公民館のホールよりも小さいですね。

屋比久副部長 12階の研修室と同じくらいですか。

中村主査 そこにステージ分が加わる位の広さです。

神村委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。では、ほかにありませんので、報告「那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(基本設計)について」は、この辺で終了いたします。

神村委員長 休憩いたします。

休憩

再開

神村委員長 再開いたします。続きましては、議案第16号「那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針の一部改正について」を議題とします。伊良皆部長、お願いします。

伊良皆部長 議案第16号「那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針の一部改正について」、那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針の一部を別添のとおり改正する。平成28年10月6日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 「那覇市人材育成基本方針（改訂版）」の策定に伴い、那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針を改正するので議案を提出する。内容につきましては総務課のほうでご説明します。

神村委員長 お願いします。

平良副参事 その前にまず差し替えの内容について担当より説明いたします。

座波主査 差し替えの箇所をまずは説明いたします。右上のほうに「平成21年11月5日教育委員会議決」というのがあると思うのですが、差し替え後は、その下に「平成28年10月 日教育委員会議決」というのが加えられています。差し替え前は文章の一番下のほうに附則がありますが、差し替え後では削除しております。

平良副参事 附則の付け方がですね。こういった方針についてはこういう作りではなく、これを削除して議決の日付を以てするのが適当であるということで、附則部分を削除しているということです。ではよろしくお願いいたします。

神村委員長 では、説明をお願いいたします。

平良副参事 那覇市人材育成基本方針というのが作られております。実はこちらのほうが、今回、改定をされたということで、私たちの資料の3枚目のほうに人事基本方針というのが1枚目の方針があるんですけども、こちらのほうがですね。今回、改定がされましたので、この目的の部分を修正しております。内容は目的の部分ですが、2頁目に新旧対照表がございますが、「人づくり、自分づくりができる職員を育成する」という文言を「市民の暮らしを豊かにし、市民の満足度を高めることができる職員を育成する」というふうに変わりました。今回、この内容は人事に関する一般方針になっておりますので、今回こういうふうに教育委員会に諮るということで議案として挙げております。以上です。

神村委員長 この件に関しまして、何かご質問それからご意見ございましたらお願いいたします。

山内課長 少し補足してよろしいですか。資料の頁数を打ってあるのが見づらく、申し訳ないですけども、最後の頁ですね。那覇市人材育成基本方針、「一人ひとりの笑顔が輝

く職場を目指して」というのがあると思いますけれども、これが以前的那覇市の基本方針でございます。第1章 人材育成の目的、「人づくり、自分づくりができる職員を育成すること」、これが那覇市全体の共通した人材育成の目的でございます。これを私どもの先程の改正前の方針に引用していたんですけれども、少し頁を戻っていただきまして、那覇市人材育成基本方針、これが新しく改定されたものなんですけれども、この前までこの人材育成の目的がですね、2頁と頁数が打たれていますけれども、2頁の2、「人材育成の目的と目指す職員像及び行動基準並びに職員に求められる意識と能力」ということで、(1)人材育成の目的 「市民の暮らしを豊かにし、市民の満足度を高めることができる職員を育成すること」という目的に変わりましたので、それをまた引用し直して、今回の一部改正を行うということでございます。以上です。

神村委員長 皆さん、何かありましたらお願いいたします。はい、本仲委員。

本仲委員 わからないので教えてください。先ほどの改正前と改正後の下線部分を読みますと、改正前の場合は「自分づくり」とありますよね。キャリアアップを兼ねていると思いますけれども、改正後になると完全に市民目線になっていてかなり方向が違うなという感じで受けたんですが、この辺はどうですかね。

平良副参事 そうですね、改正前はどちらかというと自分のキャリアを高めることによって、それを職務として市民に還元するという、そういう方向性をもって人材育成をしているんですけれども、今回、那覇市は中核市に移行し、一括交付金という事業も新しく決まりましたので、そうではなくて、市民の満足度を高めるために職員を育成する、というパターンに変わりました。

本仲委員 だいぶ方向は変わっているよね。もう一つ、働いている方達のキャリアアップというのは凄く大事な還元かなと思うので、どの職業においてもね。だからこの辺はどのように残っているのかな、と思ひまして。

平良副参事 キャリアアップということでは、それぞれ職場研修もありますし、それから人事課が主催する研修会もありますし、それから国や県の講習もございますので、業務に生かせるような、そういった自分の資質、責任感、そういったものを研修に参加するような体系、こういうシステムを今、整えております。

本仲委員 学校現場においては、毎年300人程度の採用者が出てくるので、職員重視で研修していかないと厳しい状況があります。この改正前と改正後からすると方向がだいぶ違っているような感じがするので、少し不安だなと思います。

平良副参事 方向性は違っているんですけれども、元々のそういった職員の人材育成という根幹の部分は変わっていないです。年数を重ねることによって知識とかそれなりに積み上げられますので、更にそれに加えて研修等も勿論やっていくということで、方向性は変わっているんですけど、職員の人材育成という部分は変わっていないと思います。

神村委員長 ほかにありますか。文面の文字だけ見た場合に、改正前はその個人、改正後に関し

ては公務員のあるべき姿みたいなものが全面的に出てきたのかなというふうに思うんですけれども。

本仲委員 読み取ると、改正後の中の２、 基本的方針の中の（２）、ここに記されている感じがしているわけですね。差し替えがあった部分の基本方針の中の（２）です。

平良副参事 「職員一人ひとりの能力を一層発揮させるため適材適所に配置する」ということです。私たちもヒアリング等を行い、日常でもそうなんですけど、この職員がどういったスキルを持っているのかという、そういうことを把握しながら、出来ればそのタイミングにあった適材適所を考えながら配置をしております。

本仲委員 人事異動基本方針の中では確実にこれは出る言葉ですよ。

平良副参事 そうですね、はい。

神村委員長 ほかにございますか。目的とそれから、目的は大きなものなんですけど、その中で一つ一つの方針として出ていますから、そういう意味では本仲委員がおっしゃったものがそこに出ているのかなと思います。ほかに、よろしいでしょうか。では議案第１６号「那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針の一部改正について」は、議決してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 それでは議案第１６号「那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針の一部改正について」は、議決いたしました。

以上を持ちまして、平成２８年度第１１回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第16号	那覇市教育委員会市費負担職員（指導主事及び幼稚園教諭を除く。）定期人事異動方針の一部改正について	原案どおり可決
--------	--	---------